



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

1288	一般競争入札による落札者の決定	(市町村課).....	1
1289	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
1290	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	2
1291	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
1292	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	3
1293	〃	(").....	3
1294	指定自立支援医療機関の指定	(").....	3
1295	〃	(").....	3
1296	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	4
1297	鳥獣捕獲等事業の変更の認定	(果樹園芸課).....	5
1298	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	5
1299	〃	(").....	6
1300	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6

○ 訓令

*22	和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令	(総務事務集中課).....	6
-----	--------------------------	----------------	---

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	9
	〃	(").....	9

告 示

和歌山県告示第1288号

和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム県業務端末等機器賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局市町村課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成30年10月25日
- 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

30,080,160円（うち消費税及び地方消費税の額2,228,160円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年9月14日

和歌山県告示第1289号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年12月27日まで縦覧に供する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年11月27日

2 名称

特定非営利活動法人ぷろぼのくまの

3 代表者の氏名

柴田哲弥

4 主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市仲之町三丁目1番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、障がいをお持ちの方や、さまざまな困り感を抱えている方が、個性を生かし、生きがいを持って地域社会で暮らしていけるよう、関連機関や地域住民と連携をとりながら、生活と就労に向けた支援事業を行うことにより、公共の福祉に貢献することを目的とする。

和歌山県告示第1290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071300952	合同会社つかまる	訪問介護ステーションおやつ	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字三谷1620番地の4	訪問介護	平成30.12.1	平成36.11.30

和歌山県告示第1291号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30617901 05	株式会社マリックス	訪問看護ステーションマリーゴールド	和歌山県紀の川市打田 1336-1 岡ビル1階	訪問看護	平成 30.12.1	平成 36.11.30
				介護予防訪問 看護	平成 30.12.1	平成 36.11.30

和歌山県告示第1292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3011310 194	訪問介護ステーションおやつ	伊都郡かつらぎ町大字三谷1620-4	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 難病等対象者	合同会社つかまる	伊都郡かつらぎ町大字三谷1620-4	平成 30.12.1

和歌山県告示第1293号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3011400 656	訪問介護ステーション星に願いを	海南市野上中36-1 さつきマンション2-208	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社流星群	海南市木津251-10	平成 30.12.1

和歌山県告示第1294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
有限会社集い	和歌山市手平一丁目7-27	訪問看護ステーション明日香	平成 30.12.1

和歌山県告示第1295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の

規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302番地の1	聖アンナ老人訪問看護ステーション	平成 30. 12. 1

和歌山県告示第1296号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ打田店

和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男

和歌山県和歌山市中島185番地の3

DCMダイキ株式会社 代表取締役 小島正之

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）縦覧図書のとおり

（変更後）縦覧図書のとおり

- (2) 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）70㎡

（変更後）185㎡

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（大規模小売店舗の一部に限る。）

（変更前）午前9時から午後9時まで

（変更後）午前9時から午前0時まで

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯（荷さばき施設の一部に限る。）

（変更前）午前6時30分から午後8時まで

（変更後）午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

- (1) 平成30年12月7日他
- (2) 平成30年12月7日
- (3) 及び(4) 平成30年11月23日

5 変更する理由

- (1) 小売業者変更のため
- (2) 小売業者変更に伴う施設の配置変更のため
- (3) 来店客の利便性向上のため
- (4) 荷さばき運行計画の見直しのため

6 届出年月日

平成30年11月22日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年12月11日から平成31年4月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1297号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、次のとおり公示する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更認定年月日

平成30年12月10日

2 変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業を実施する者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名等

(1) 名称及び住所

一般社団法人和歌山県猟友会
和歌山県和歌山市湊通り丁南四丁目18番地

(2) 代表者の氏名

尾上貞夫

(3) (1) の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号の基準に適合するものである。

3 変更事項

鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項

和歌山県告示第1298号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1299号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1300号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3444	岩出市根来字大坪638番の一部、639番の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 30.12.3	6.00	40.42
				6.00	34.14

訓 令

和歌山県訓令第22号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県県有自動車等管理規程の一部を改正する訓令
和歌山県県有自動車等管理規程（平成13年和歌山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

自動車等使用台帳(月分)

車番					
日	時間	用務地	運転者 (同乗者)	総走行距離 (km)	車両管理 者等 確認印
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				
	: ~ :				

(注意事項)

運転者は、総走行距離の欄に運転後の総走行距離数を記入すること。

附 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画下水道
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課